

第 3 期

横手市総合雪対策基本計画

(計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月



目 次

1.	第3期計画の策定にあたって	
1-1	第3期計画の策定方針	2
2.	計画策定の基本的事項（第2期計画を引継ぎ）	
2-1	計画の主旨	3
2-2	計画の位置づけ	3
2-3	計画の期間	4
2-4	計画の推進について	5
3.	計画の体系	
3-1	計画の基本方針	6
3-2	基本目標	7
3-3	計画の体系	8
3-4	施策ごとのアクションプログラム(実行計画)	8

1. 第3期計画の策定にあたって

1-1 第3期計画の策定方針

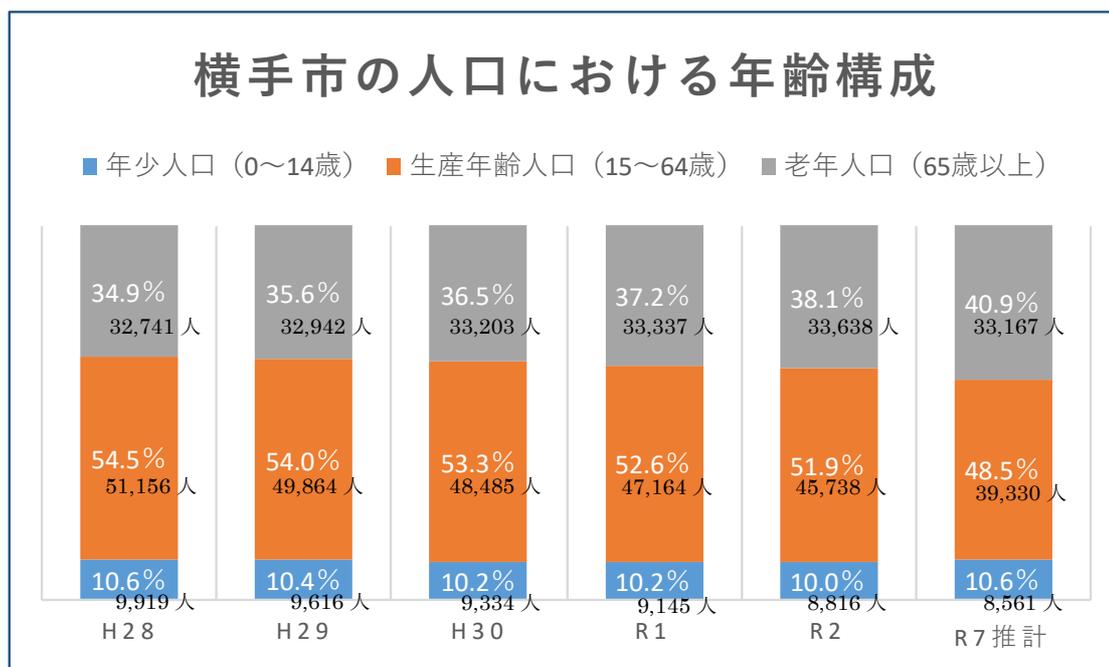
本計画策定の背景にある少子高齢化などの社会的要因は第2期計画策定時点と大きく変化しておらず、第2期計画における課題を引継ぎつつ、第3期計画では特に次の事項を計画期間において優先・集中的に進める取組とします。

- (1) 高齢化等を背景とした除排雪の担い手不足への対策
- (2) 市民、行政、事業所、除雪活動団体が行う協働の雪対策を拡充・強化
- (3) 要支援世帯、高齢者世帯への雪対策

計画の基本方針「みんなでつくる 安全・安心な雪国 横手」及び8つの目標は引継ぎ、21の施策を掲げ課題解決に向けた取組を進めます。

また、特に5つの施策については重点施策と位置づけ、優先・集中的な取組を進めます。

なお、施策を達成するための具体的手段については「アクションプログラム（実行計画）」に掲げ、「取組によって実現したい姿・状態」を明確にするとともにKPI（重要業績評価指標）を設定することで、取組の達成度を明らかにできるように計画を構成します。



※人口 各年3月31日現在

※推計値出展 横手市人口ビジョン(令和3年3月改定)

2. 計画の基本的事項（第2期計画を引継ぎ）

2-1 計画の趣旨

横手市は市内の全域が豪雪地帯、さらに一部が特別豪雪地帯に指定されています。市ではこれまで、道路除雪をはじめ高齢者世帯の雪処理支援など広く雪対策を行い、安全な冬期生活の確保へ向けて様々な取組を進めてきております。しかしながら、雪に起因する事故は毎年発生し、事故の発生要因をみると、高齢者の雪処理作業によるものが特に多くなっています。高齢者が無理をすることなく冬期間を生活できる環境の整備が依然として重要な課題となっています。

過疎化や高齢化が加速的に進行している全国の豪雪地域においては、冬期間の安全で安心な住民生活を確保しつつ、地域における雪処理の課題を解決するため、人と人との繋がりや支え合いが欠かせません。これは当市においても同様です。第2期計画から引継ぐ地域における雪処理の担い手創出や高齢者対策など様々な課題の重要性はより一層高くなっています。

こうした背景のもと第3期計画においても、地域の結束力を高め、市民みんなの力で雪に強い横手市をつくり上げていくことが大きな柱となります。また、本計画では雪処理だけでなく、雪に親しむ「親雪」、雪を利活用する「利雪」など、幅広い雪対策に市民・行政・事業所が協働で取り組むことを継続して目指していきます。

横手市は豊かで美しい自然に恵まれ、魅力溢れるふるさとです。秋から冬にかけての寒さは恵まれた農作物をもたらし、雪は春に田畑を潤す大切な水源となります。こうした中で、冬期においても市民が安全で安心な生活を送ることができるよう、本計画を通じ市民と行政、事業所が冬期間の住まい方や雪処理などについて考え、取り組んでいく機会としていきます。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次横手市総合計画 後期基本計画」に掲げる将来像の実現を目指し、市民と行政、事業所の協働のもとで雪対策を推進するための基本計画です。

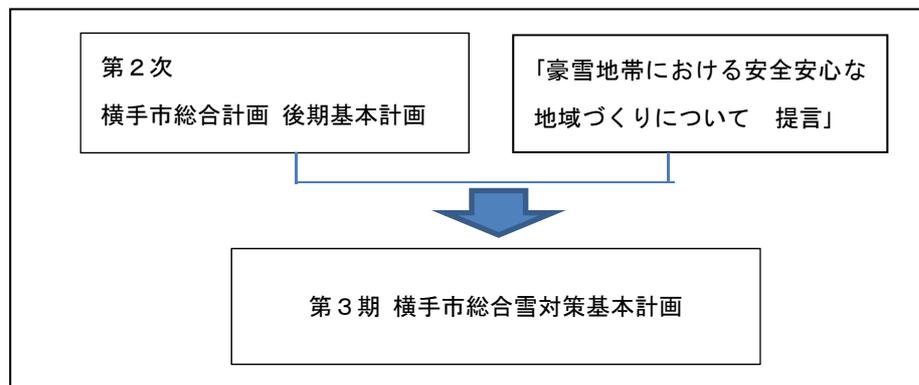
国土交通省は、全国的に大雪となった平成18年豪雪(平成17年度冬期)

を受け、「豪雪地帯における安全安心な地域づくりに関する懇談会^{※1}」を設置しました。その中で「豪雪地帯における安全安心な地域づくりについて 提言」を作成し、市町村へ雪対策計画の策定・見直しを推奨しています。横手市においても平成22年度から25年度に記録的な大雪に見舞われ、多大な被害を受けたことを踏まえ、より一層計画的な雪対策を推進していく必要があることを再認識し第1期計画の策定に至りました。

総合雪対策基本計画は、このような背景により総合的な雪対策を市民と協働で推進するための基本計画となります。

第3期計画の策定作業を行った令和2年度は、連日の降雪により12月における積雪深が観測史上最大を記録、さらに2月5日には観測史上最大となる203cmを記録するなど、これまで経験したことのない異常降雪の年となりました。この大雪により当市では人的被害や建物被害が多数発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼしました。また、秋田県は当市を含む県内7市町村に災害救助法の適用を決定し、それに基づき当市では自衛隊の派遣を受ける事態となりました。

本計画を策定する3月においても雪捨て場への雪の搬入など、市内の雪処理は続いているため、本年度の災害として的大雪における雪対策の振り返り及び必要な改善策検討などは令和3年度に行うこととし、本第3期計画は平時の降雪を想定したものとします。



2-3 計画の期間

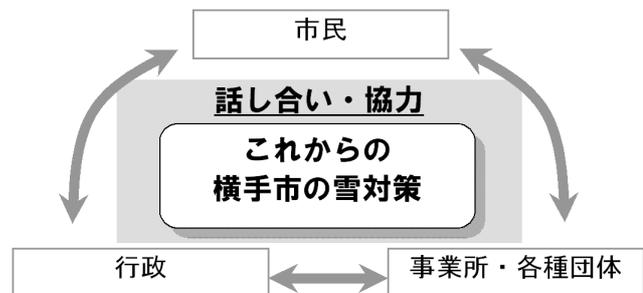
本計画の計画期間は令和3年4月から令和6年3月までの3年間とします。

第1期計画では計画期間を5年間、第2期計画では施策の即時性や機動性の観点から3年間として取組を進めてまいりました。本第3期計画においても期間を区切り集中的かつ確実に取組を進めるべく3年の計画期間とします。

2-4 計画の推進について

本計画で設定した基本方針、基本目標を実現するにあたり21の施策を掲げ、そのうち5施策を優先・集中的に進める重点施策に位置づけ取組を行います。また、施策達成のための手段となる具体的取組についてはKPI（重要業績評価指標）を設定し取組の達成度を明らかにしながら進めます。

施策の推進にあたっては、地域雪対策連絡会、全市レベルの雪対策協議会により市民、行政、事業所・各種団体との協働で行い、市民総参加で一丸となり取り組んでいきます。



※1 豪雪地帯における安全安心な地域づくりに関する懇談会

東京大学先端科学技術研究センター大西教授を座長とし、防災科学技術研究所雪氷防災研究センター長ら11名の委員からなる懇談会。横手市長も委員として参加。

過疎化・高齢化の進行を踏まえた、今後の安全安心な豪雪地帯の形成方を議題として、平成18年に4回開催。「豪雪地帯における安全安心な地域づくりについて 提言」がとりまとめられた。

3. 計画の体系

3-1 計画の基本方針

「みんなで作る 安全・安心な雪国 横手」

本計画の柱となる基本方針については、取り組むべき課題を第2期計画から引き継ぐことを鑑み、併せて引継ぐこととしました。

全国的に高齢化が進む中、多雪地域では今後さらなる雪処理の担い手の絶対的不足が明らかで、すべての雪処理を行政だけで対応していくには限界がある状況となっています。当市においても加速的な高齢化の進行によりこの状況は顕著となっており、市民、行政、事業所・各種団体が一体となった雪対策の必要性が年を追うごとに高くなっています。

地域住民同士が協力して雪対策に向き合い、取組を進めることが重要であり、降雪期以外でも人と人との日々のかかわりの中で地域の結束を高め、より良い地域コミュニティのもとでの生活が期待されます。

このような社会的背景は前計画期間と変わらず存在しており、「事故がなく、誰もが安心して暮らすことのできる横手市を、市民みんなの手でつくり上げていく」という計画の目指す理想像を引継ぎつつ、本計画の基本方針「みんなで作る 安全・安心な雪国 横手」についても引継ぎます。

3-2 基本目標

第2期計画の振返りにおいては、計画に掲げた具体的取組の達成率が78.4%（74の取組項目のうち58項目が目標を「達成」または「ほぼ達成」のレベル）となっているものの、市民を対象に実施した令和2年度まちづくりアンケートにおいては、重要度が高いと回答されている目標ほど満足度が低いという結果になりました。

こうしたことから、達成すべき目標1～8については第2期計画を引継ぎつつ、目標達成の手段となる施策の精査・見直しを行うこととしました。

目標1 安全な雪処理
雪処理作業の安全対策を図り、雪による事故ゼロを目指します。
目標2 地域で支える身近な雪処理
年齢を重ねても不安のない冬の暮らしができるよう、地域住民が主体となって雪処理に取り組むための体制や仕組みをつくります。
目標3 行政と市民で進めるきめ細かな雪対策
行政、市民が担う役割を確認するとともに、これまで行政が主体となって実施してきた雪対策に、市民・事業所と協働で取り組むことによって、きめ細かな雪対策を目指します。
目標4 雪につよいまちづくり
ハード対策（施設整備）の面から、雪に強い横手市をつくります。
目標5 市民にやさしい雪みちの実現
道路除排雪のさらなる効率化をはかり、安全で暮らしやすい雪みちを確保します。
目標6 雪情報の発信
効率的な雪情報の集約と、市民へ広く行き届く情報発信に取り組めます。
目標7 緊急時の対策
大雪時において安全を確保するための体制を検討し、緊急時でも安全な横手市を目指します。
目標8 雪から学ぶ明るい未来
学雪や楽雪 ^{※2} 、克雪だけでなく、雪の利活用により生活を豊かにする方法を検討します。

※2 「学雪」、「楽雪」

雪そのものを学んだり、雪を通して様々なことを学ぶ「学雪」
雪そのものを楽しんだり、雪を通して様々なことを楽しむ「楽雪」
（雪に学び雪に親しむ（H19.7）国土交通省 より引用）

3-3 計画の体系

基本方針、目標1～8を第2期計画から引継ぎ、施策については内容の精査・見直しを行い、優先・集中的に取り組む5つの重点施策を含む21の施策による計画の体系として取組を進めます。

基本方針	基本目標	重点	施策
みんな で つ く る 安 全 ・ 安 心 な 雪 国 横 手	目標1 安全な雪処理		1-1 雪による死傷者ゼロへの取り組み
	目標2 地域で支える身近な雪処理		2-1 新たな地域内の雪処理の担い手確保と仕組みづくり 2-2 市街地における地域コミュニティの活発化推進
	目標3 行政と市民で進める きめ細かな雪対策	○	3-1 雪対策への市民参加の機会づくり、市民意見の反映 3-2 行政・ボランティア・除雪活動団体による雪処理戦力の強化
	目標4 雪につよいまちづくり		4-1 災害に強い住宅の普及による雪害の低減 ○ 4-2 雪処理施設の安定的な確保と強化 ○ 4-3 だれもが暮らしやすく、雪に強いまちなかの形成
	目標5 市民にやさしい 雪みちの実現	○	5-1 効率的な道路除排雪の徹底による道路利用者の安全確保 5-2 地域で差のない除排雪の検討 5-3 情報管理システムを用いた道路除雪の効率化
	目標6 雪情報の発信		6-1 除排雪や雪に関する情報の集約 6-2 市民向け雪情報の発信
	目標7 緊急時の対策	○	7-1 緊急時の安全確保のための体制整備 7-2 豪雪時の通常生活の確保 7-3 農業被害への対策 7-4 積雪期の地震対策
	目標8 雪から学ぶ明るい未来		8-1 雪と健康づくりの展開 8-2 雪とのふれあいを通じた交流の推進 8-3 地域での学雪の展開 8-4 雪の利活用推進

5施策 21施策

3-4 施策ごとのアクションプログラム（実行計画）

第2期計画アクションプログラムの取組状況や達成度合いを振り返るとともに、取組の継続性を担保しつつ、必要な3年間の計画期間に合わせた実効性ある取組に見直し、新たなアクションプログラムとしました。

また、具体的な取組項目には「取組によって実現したい姿・状態」とKPI（重要業績評価指標）を明示し、目標指標に対する到達度を明らかにできるよう構成しました。